

北海道議會時報

第二卷 第二號

昭和二十五年二月

目次

◎特別委員會

△外地同胞引揚對策特別委員會

一

◎常任委員會

△總務△民生△經濟△水產△商工△林務△開拓及び農地△勞働及び建築

一

◎各種會合

△商工振興會議

三

△稅制改革に関する總務部長合同會議
會議議員代表者

雜錄

七

△地方行政調查委員會における首相挨拶

△耕土改良對策について

△議員の動靜

資料

一三

△國と地方公共團體との間における事務の配分についての意見

◎新購入圖書紹介

一五

特別委員會

▲外地同胞引揚對策特別委員會

○一月十日午後一時十三分第一委員室で開議、本年度第一回ソ聯地區引揚者出迎えのため吉田（定）、本多（正）の兩委員を舞鶴市に派遣することを決定、なお兩委員をして出迎後引續き外務省、對日理事會及びH G Qにつき、引揚狀況の現状調査並びに今後の調査狀況を決定、ついで援護、世話の兩課長より未引揚者の一齊調査の具體案について説明があつて午後三時五分散會。

常任委員會

▲總務委員會

○一月二十七日より二月九日まで十四日間の豫定をもつて太田、佐久間、山内の各委員を、都府縣稅財政狀況調査のため、東京都、長野、愛知、福岡、青森の各縣及び長野、名古屋、福岡、青森の各市に派遣した。

▲民生委員會

○一月十七日より三十一日まで十五日間にわたり、佐藤（初）副委員長、西村、林の各委員は、都府縣厚生施設調査のため、東京都、京都、大阪の兩府及び神戸、奈良、京都、名古屋、横濱各市の視察を行つた。

▲經濟委員會

○一月二十六日午前十一時二十五分第一議員室で開議、北海道指導農業協同組合連合會代表より、（一）北海道米作研究會に對する道費助成について、（二）農業倉庫新設助成について、（三）農業協同組合講習所の建設についての陳

情、農務、畜産、食品、農業改良、競馬の各課長より二十五年豫算の内容についての説明、北海道地區農業委員協議會、泉會長より農業普及事業の推進所要經費についての陳情、畜産課長より集乳所技術員の資格檢定制度にて就の説明あつて休憩、午後一時二十分再開、農業協同組合課長より炭酸石灰増産の設備資金融資の交渉狀況に就て説明、これに對する質疑應答があり、當局の執つてゐる處置で早急實現方を要望するに決した。なお次回は二月三日に委員會を開くこととし、諸般の事情を參酌しその決定は委員長一任ということに決定して午後二時三十分散會。

▲水産委員會

○一月二十三日午前十時五十分第一委員室で開議、網走及び膽振地區漁民代表より小手繰整理に對し地區的事情及び引揚者その他無許可業者の轉換についての陳情を聴取、水産課長より所管の二十五年豫算内容についての説明を聴取して休憩、午後一時二十分再開、漁政、調整の兩課長及び水産試験場、水産孵化場、水産物檢査所の各係員より夫々所管の二十五年豫算内容について説明があり、これに對する質疑應答あつて午後三時三十分散會。

○一月二十四日午前十一時第二委員室で開議、水産部長より小手繰網整備について説明、これについて質疑應答あつて休憩、午後一時十分再開、引續き小手繰網整備について質疑を行ひ、當局提出の整備要綱を承認、調整課長より春鯉の統制について説明、これに對する質疑應答があり、又調整課長より水産加工、高度利用（見返資金融資方）について説明を聴取引續き水産部長より旋網漁業に對する水産廳案と、これに對する道の意向について説明があつたが、これに對し委員より意見があり、本道として不利な面があるものに對しては、今後水産廳並びに國會に對し強く運動することとし後日具體策を協議することに決定、ついで府縣の漁業狀況調査のため石田、石崎、高橋（源）の三委員を派遣することに決定、午後五時五分散會。

○一月二十六日午後零時四十分第一委員室で開議、漁政、調整、水産の各課長及び水産試験場、水産孵化場、水産物検査所の係員より二十五年年度査定豫算の内容について説明があり、削減せられたものについては考慮することを決定して午後四時五十分散會。

▲商工委員會

○一月十二日午後一時十分第一委員室で開議、江別町後藤助役より北海道工業試験場窯業部分室を江別町野幌に設置することについて、函館市松澤助役より函館自轉車競技場設置工費に對し道費補助の交付方について、前野旭川市長より北海道開發博覽會に對する援助方について、夫々陳情を聴取、ついで商務、鑛政の兩課長より二十五年度豫算の内容について説明があり、これに對する質疑應答あつて午後四時二十十分散會。

○一月十三日午前十時四十五分第一委員室で開議、鑛政課關係二十五年年度豫算に就ての質疑應答あつて休憩、午後一時五分再開、高野技師より北海道工業試験場の二十五年年度豫算について説明、商工振興課長より所管の二十五年年度豫算内容について説明、徳中委員より産業會館設置の具體化及び地方銀行設置の構想について、高橋（源）委員より商工會議所の強化方法及び經濟調査につき夫々質疑商工部長より答辯があり、ついで金融問題について商工會議所その他經濟團體と懇談會を開くことを決定して午後四時二十十分散會。

○一月十四日午前十一時十五分第一委員室で開議、工務課長より所管の二十五年年度豫算の内容について説明、これに對する質疑應答あつて午後零時三十五分散會。

○一月二十四日午前十時三十五分第一委員室で開議、中川北海道労働組合會議副議長より電力問題についての陳情を聴取、ついで全道經濟團體と非公式懇談會を開くことを決定し休憩、午後三時五十分再開、千歳町畠山助役より苫小牧市、幌別村、千歳町提携開催の子供博覽會に對し道費補助についての陳情を聴取して午後四時五十分散會。

▲林務委員會

○一月十三日午後二時十五分第二委員室で開議、林務部所管二十五年年度の豫算概要について林務部長より説明あつて午後五時散會。

○一月十四日午前十時十分第二委員室で開議、林務、道有林、林業、木材新炭の各課長より各所管の二十五年年度の豫算内容について夫々説明、これに對する質疑應答あつて午後零時十五分散會。

○一月十七日より三十日まで十四日間にわたり、西川委員長、田中（三）乾の各委員は、林業狀況調査のため東京都、大阪、名古屋の各市及び徳島廣島、岡山各縣の視察を行つた。

▲開拓及び農地委員會

○一月十一日午前十時四十分第一委員室において開議、開拓部長、總務課長より所管の二十五年年度道費豫算の概要について説明を聴取、ついで開拓協會道費補助金について渡邊道開拓者連盟委員長及び淺村道開拓協會専務理事より夫々陳情を聴取關係當局と質疑應答のちこれを了承し、總務課長より内地府縣の開拓狀況視察につき委員派遣方の要請があり、協議の結果糸川、田中（三）、本多（吉）、小川の各委員を推薦することを決定、農地部長より所管の二十五年年度道費豫算の概要について説明を聴取して午後三時三十分散會。

▲労働及び建築委員會

○一月十四日午前十時五十分労働會館で開議、付託請願の審査に入り、勞建第七號賃金運拂工場勤務者に對し主食購入資金融資の件については山内委員より慎重審議のため、小委員會の動議を提出、これを設置することに決し山内、渡邊（秀）、山田（清）の三委員が互選された。ついで勞建第八號多季失業對策公共事業施行促進に關する件を採擇、勞政、職業安定の兩課長より二十五年年度豫算の概要について説明があり、瀧川町議會白山副議長より瀧川町立野球グラウンド建設費に對する道費助成の陳情を聴取して午

後零時十五分散會。

○一月十五日より十七日まで三日間にわたり、安達、山田(清)、宮北、渡邊(秀)、齋藤(藤)、本間(武)、東出の各委員は、石狩、膽振支廳管内及び室蘭、苫小牧各市の労働状況の現地調査を行った。

會 合

▲商工振興會議

○一月二十四日午前十一時十五分第一議員室に、道議會商工委員、各商工會議所會頭、理事、事務局長及び道商工部長並びに關係各課長が會同、つぎの事項について協議懇談を行い、午後三時四十分散會した。

- 一、商工業を中心とした綜合開發について
- 二、電源開發について
- 三、金融對策について
- 四、産業貿易の振興策について
- 五、中、小企業相談所の擴充強化について
- 六、工場の誘致について
- 七、中、小企業協同組合の強化について
- 八、道の商業實態調査について
- 九、道開發のための外資導入の促進について
- 一〇、道に商業航空路を設置することについて
- 一一、企業經營研究所の設置について
- 十二、綜合經濟研究所の設置について

▲税制改革に関する總務部長合同會議 議會議員代表者

○一月十三日東京都全國都道府縣會館に、北海道、青森、岩手、秋田、山形、宮城、長野、福島、富山、福井、石川、新潟の一道十一縣の總務部長

議會議員代表者及び大藏省、地方自治廳、安本、建設省の各關係官が會同し、積雪寒冷地帯の税制改革に關する適正課税及び均衡化等について協議されたが、その概要はつぎの通りである。

第一要 望 事 項

- 一、所得税の賦課に當つては、地域的不均衡を是正して、その適正化を図ること。
- 二、積雪寒冷に基因する生活損耗並びに事業増嵩經費に對して「特別控除」を所得税法上に規定すること。
- 三、農業經營に投下する超過自家労働は、農業所得算出上の事業必要經費として、これが控除を認めること。(以上所得税關係)
- 四、土地家屋の資産評價に際しては、積雪寒冷地方の實情に即するよう評價上の差異を設けること。
- 五、農地に對する資産評價に際しては、その収益力に即應するよう評價上の差異を設けること。
- 六、公共的性格の強い灌漑用動力揚排水機、共同作業用動力脱穀、穀摺及び噴霧機並びに農道等は課税對象より除外すること。
- 七、國有林野に對する地方税若しくはこれに代わる地方財源付與の途を講ずること。(以上地方税關係)
- 八、再評價實施に際しては、積雪寒冷地方の實情に即するよう弾力性ある措置を講ずること。
- 九、一般平衡交付金の算定基準となるべき行政標準費用の測定基準の設定に際しては、積雪寒冷等に基因する不可避的増嵩經費並びに損耗行政經費を加える等、地方公共團體間の合理的な財政調整を図ること。
- 十、特別平衡交付金の經過的特別配付基準には、國税の地域的不均衡等に基く住民及び地方自治體の經濟力窮乏に對し調整の途を講ずること。
- 十一、國庫負擔法の對象となるべき「災害」の對象中に雪害、凍害を明文化する。

十二、地方自治體の經濟力の懸隔を調整する自主的積極施策のため、産業振興政府資金融資の途を講ずること。

第二會 議 要 旨

村山所得稅課長 所得稅は經費に應ずるものであるが、現在は、一般標準率課稅を行つてゐる。積雪地方は經費が膨脹する。これは當然溫暖地方より大きくかかるから所得稅に考慮されるものと考えるが、これは主稅局の問題である。目下のところ特別控除は困難である。超過自家勞働は超過の限界を定めることが難かしく、現行法では認められない。

新潟 所得稅の適正化については、數字的データがあれば考慮してもらへるか。

村山課長 然り。

新潟 寒冷地帯の官公吏には、積雪寒冷地手當が出るが同様の意味において住民全般にも適用する法令はできないか。

村山課長 消費用と營業用暖房の高別にも困難を極める。記録を基準としてやつていきたい。

今度の青色申告制度の適正な運営によつてお互いに善處していきたい。法令化は不必要と考える。

福井 (1)地方國稅局に對し、國稅廳から所得稅豫定枠が示されているか。

(2)青色申告は、雪國の特殊事情を考慮して多少の延期方を認めないか。

村山課長 (1)割當は今年は絶對してない。地方國稅局から收入見込の通知はある。それによつて批判することはある。

(2)多少遅れても受理するように稅務署に指示してある。

新潟 青色申告の實際について國稅廳は積極的に指導して欲しい。

村山課長 豫算的措施も講じたので各關係機關と密接な連絡の上、できるだけの手を省いてその方面に積極的の乗り出したい。

新潟 割當標準率は地域によつて大いに違ふ。

積雪寒冷によるロスが十分に認められていないと思うが研究を願いたい。

村山課長 課稅の均衡は今一番困難な問題である。現状においては推定の入る課稅によつて均衡を保つ外はない。質問のように批判は當然あり得るだろうが、青色申告制度の適正な推進によつて速かに理想的なものにしていきたい。

新潟 生産工場等に關しては、雪國地方では大きなロスがある。これに關する細分にわたる標準率を指示しているか。

村山課長 標準率はある。現在それらの能力が不均衡のために統一が圖れなかつたが、來年あたりから合理的な統一を圖つていきたい。

新潟 昭和十二年に比すると國稅調定額増加指數が東北地方は非常に大きくなつてゐる。これは産業が立體的な溫暖地方よりも平面的な寒冷地方が稅源が捕捉され易く不均衡の點が認められるが、これは制度の切り換えそのものが負擔を増している事實にあることは確かである。

村山課長 お見込の通りであるが、なお具體的に研究を要する。

新潟 制度の切り換えといふことのみで片付けられない問題がある。各種の國の統計から見ても國稅の地域的なアンバランスは激しい。少くとも全國の均一化を圖り、不均衡を是正すべきであり、これは科學的に檢討すれば案外簡単に解決できると思う。制度の改正を乞ふ次第である。

村山課長 比較法的に研究して見ても現實の面から考慮しても、これは稅の技術的な限界に突き當る困難な問題に歸着する。將來、合理的に地方的な分類ができ得ればそのような理論も成り立つが現段階では無理である。

山形 國稅の賦課は一方的である。昭和二十二年度山形縣では十億の國稅を見込んでいたが、十四億を突破した。また昨年は三十六億を突破している。これは一人當り一萬五千圓の負擔となり、地方稅に比してあまりにも大きい。また現在の賃賃價格をどう考えているか。

末端の稅務職員が不熟練で合理的な徵稅を行つていないと思う。

村山課長 過渡期の故に稅務の執行面において十分でなかつたことは率直に認める。優秀官吏の採用と養成に努力したい。しかし、要は相互に制

度の徹底せる運用を圖ることにあると思う。相互の記録なしにはお互いに納得する税徴収は不可能である。賃賃価格は現在では地方税であるがしかしこれは近く再評價が行われ不均衡な點は調節されると思う。兎に角課税方針の統一化に迫られている事情にあり課税の對象としては再検討の機會に迫られている。

山形 記録の正確の徹底を圖ることは現在の農村事情からは極めて困難である。租税力も弱まつてきたし現状をどう把握していただけるかにあつて。

新潟 基礎控除と累進率によつて負擔の公平を得ることが現在の税制制度の限界線とせざるを得ないことであるが、積雪寒冷による負擔があまりに多すぎている。これについて考慮せられないならばその分だけ逆に累進課税を受けることになる。超過自家勞働等の實情を把握して愛情をもつて基礎控除をして欲しい。

現行の税制は形式的で表日本のみを對象にしているように思える。具體的な資料を何時でも參考に供するから克明に検討して欲しい。

村山課長 生活費がよけいかかる問題と必要経費が餘分に必要だという問題についてであるがこれは制度的に不可能である。

また實際にはこれは制度の問題ではなく、實際の確認の問題である。自家勞働については改正案に考慮している。

新潟 大蔵省給與局における官吏の給與の算定基準等から勘案すれば基礎控除の問題は簡単に解決できる。

配付税の如く地方的な差を税制上設けることができないという理由はどこにあるか。

村山課長 問題があまりにも複雑で、地域差は不可能である。均一的に明確に實施し得るラインで特殊の點は不十分でも補正せざるを得ないのではないか。

長野 官吏の寒冷地手當のような難題なものでもよいから十一縣の納税額の方から生活費の多額出費を差し引けないか、永久的な雪害を考慮し

て基礎控除ではなく或る程度税額から天引きするのも一つの方法ではないか。

村山課長 災害の減免については制度的に設けられているが、抽象論からは技術的に解決せられない。寒冷地手當は、一種のカテゴリーとして利用したのではないだろうか。

長野 その理屈を利用して、徴収面で緩和すべきでないか。特別控除は現に不可能ではない。概括的にでもよいから盛つて貰いたい。積雪寒冷地帯は面積の廣い割合に住民が少く耕地も少い。税率そのものもそういう點を政策的に考えて頂きたい。

村山課長 現在の段階では困難である。しかしこの問題は將來の日本の税制の合理化のために、何かの研究問題としあくまで考えて行く必要がある。

廣田技官（建設省河川局防災課）

積雪寒冷地の災害對策については、災害復舊費國庫負擔法の中に十分盛り込むように致したい。會議の事項は一應實際問題として含めて考えている。

新潟 災害國庫負擔法の對象に雪害、冷害を明文化する趣であつたが如何。

廣田技官 明文化の趣であるが、更に努力する。

福井 積雪地帯の犠牲において發電力が表日本に提供せられている。災害對象は全國民の負擔において解決せられなければならない。

廣田技官 雪害、冷害に關する資料の提供を乞う。

山形 治山、治水は廣汎な問題であり現在の中央、地方の機構では事務上極めて不便である。一貫的な施策ができるようにせられたい。

座長 災害國庫負擔法中に雪害冷害を明文化するよう我々は凡ゆる方面に呼びかけたい。

岡田事務官（地方自治廳財政部財政課） 賃賃価格は今度固定資産と名稱が變るが、來年度は千倍を基準としてい

る。灌漑用動力揚水機、共同作業用脱穀機などは現在のところ課税対象から除外することはできないようだ。國有林野は地方税収の客體となつていないが、有料で貸與している分に對しては課税し得ることとなる。

新潟 賃貸價格は土地の賣買の實際から割り出したものを基準にする由であるが、賃貸價格が土地生産力に應當していいことは事實で、需要供給の關係で割り出されたこれを基本にして税源にすることは矛盾がある。

北國においては土地改良に逆行する傾向も生じて來るので全國的な畫一制はやめて欲しい。

立地條件を加味しない固定資産税は偏重を齎す結果になるから制度上考慮せられたい。

岡田事務官 特に零細なものは償却資産から除外する道を検討して見よう。

富山 公共的建造物（農業倉庫、キャーリング入貯藏倉庫等）は固定資産税の課税対象から省かれたい。

山形 (1)均等割は大衆課税の色彩が濃厚であるから避けるべきであるという意見は適當ではない。

(2)附加價值税の名稱を事業税とせよ。

(3)給與支拂額の全體に課税することは無理である。

岡田事務官 (1)大衆課税であるとか何とかという問題ではなく個人の負擔を成可軽減したいという考え方である。

(2)収益課税でないから事業税とはつきり區別すべきである。

純益よりも前の段階において押えるのが根本論である。

岩手 岩手縣の山林面積の半分は國有林であり、これが水害の源泉となつてゐる。この點考慮せられるか。

鈴木財政部長 財政改革につきまして御要望の點は關係方面と折衝して御希望に副うよう努力する。

岡田事務官 國有林は大藏省所管であるから充分連絡して行きたいがこれは平衡交付金で考慮する。

宮城 これ以上は政治力で解決したい。

鈴木財政部長 固定資産税に關してはシャウプ勸告の線をほかすことは困難な状態にあるが、最後の折衝により有利に取り運びたい。

平衡交付金には寒冷積雪地については特に補正係數及び特別平衡金より考慮している。

大藏省等各省に關係する事項については地方の意向を體し及ばすながら極力努力するから安心せられたい。

申 合 事 項

一、今回の税財制度改革に對する各要望事項の實現に關しては、各道府縣により税財制度改革實行委員會を構成し、一道十一縣においては各々一名の實行委員を選任する。但し、新潟縣は幹事縣の故をもつて二名とする。

二、實行委員會は國會開會中適當な期日を定め、各々所屬參眾議員を各縣において參集を求めて、税制改革に對する趣旨を説明すると共に、院内運動を積極化して、これが實現に努力方を要請する。

この場合、先般設立準備を了した積雪寒冷地帶兩院議員連盟の發會を併行し、活動を展開する構想とする。

三、本運動の實行に關し、その暫定費用として、一道十一縣は各々五萬圓を支出する。

四、參集の時期、東京における事務所の設置、その他事務的處理は總て幹事縣に一任する。

なお、一道十一縣議會代表者は、積雪寒冷地帶兩院議員連盟と一月三十一日參議院會館において集合し、一致協力して、税財制度改革に乗り出すことを申合せこれが具體的方策として、一道十一縣税財制度改革實行委員會の要請に應え、二月三日午前十時より參議院第三委員會室に衆參兩院議員を參集して、政府に對し税財制度の適正と均衡について決議

する目的で會議を催すことに決定したが、更らにこの會議の目的貫徹方について各縣二名以上の議員が在京し活潑なる運動を展開することゝなつた。

雜

▲地方行政調査委員會における首相挨拶

地方行政調査委員會はシャウブ勸告にもとづいて設置されたもので、その所掌するところは市町村、都道府縣、國を通ずる事務全般の再配分、これにともなう國庫補助金制度などの改正およびこれらにともない必要な事項、例えば地方團體の廢置分合、境界變更などにも及ぶ極めて廣範なものである。會議の調査立案の結果は内閣および内閣を経由して、國會に勸告されるのであるが、政府はその勸告を尊重して、法律案の提出などを行う義務があるのであつて、會議の調査立案するところは將來における地方自治の實態を根本的に改革するとともに國政の方向をも決定するものとい

(1) 第一次施用計畫

(單位屯)

わなければならない。

▲耕土改良對策について

本道における特殊土壤地、即ち火山灰地、重粘土地、泥炭地の面積は耕地の約八割を占め殆んどが酸性化されている状態で、農業生産増強上多大の障害をなしている。特に戦時中の略奪農業經營は一層土壤の理化學質を不良化し地力の減退は著しいものがあり、この状態をこのまゝ放置するに於いては生産は年々減退し、本道農業は危殆に瀕するであらう。しからばこれが改善の方途はいかなることが急務であらうか。こゝに道農務課において計畫した耕土改良促進獎勵計畫を掲げ参考に供したい。

一、酸土矯正の促進

酸土矯正の促進は最も經濟的に効果を挙げ得る石灰施用による方法が望ましい、特に本道は石灰岩の埋藏多くこれが供給は極めて有利な條件にあるので次の計畫により石灰施用獎勵に努むる。

(一) 石灰必要量と年次別施用獎勵計畫

支 廳 別	石灰施用對照面積(町)	石灰所要量	昭和二十五年	昭和二十六年	昭和二十七年	昭和二十八年	昭和二十九年	五カ年總施用年	差引未施用量
石 知 符	一九七二四屯	七、八八四	七、八〇〇	七、八〇〇	九、二〇〇	九、四〇〇	九、二〇〇	四三、九六〇	三、八八四
空 知	五、九七三	二、一八九	二、一〇〇	二、一〇〇	二、五〇〇	二、五〇〇	二、五〇〇	一八、一〇〇	九、六三
上 川	八三、三四四	三三、三六	三三、三〇〇	三三、三〇〇	四〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	一六、〇〇〇	一、七二六
後 志	一八、九九四	七、五九七	七、五〇〇	七、五〇〇	九、一〇〇	九、一〇〇	九、一〇〇	四二、三〇〇	三、三六
檜 山	六、六九七	二、六七八	二、六〇〇	二、六〇〇	三、二〇〇	三、二〇〇	三、二〇〇	一四、八〇〇	一、九八
渡 島	三、八三八	一、五五三	一、五〇〇	一、五〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	八、四〇〇	六、九五二
勝 高	九、一五	三、六六〇	三、六〇〇	三、六〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	一七、〇〇	一、五〇
日 本	一、六三八	六、五五三	六、五〇〇	六、五〇〇	七、〇〇〇	七、〇〇〇	七、〇〇〇	二七、七〇〇	二、五〇

留宗網根劍	萌谷走室路	計
四〇	一、九六〇	一、九六〇
四〇、五七〇	一、六八六	一、六八六
一、一〇四	四、八二六	四、八二六
一、六六九	六、七六六	六、七六六
三、七〇三	一、〇九八	一、〇九八
	一〇、九八〇	一〇、九八〇
	一、九〇	一、九〇
	二、二〇	二、二〇
	一、九〇〇	一、九〇〇
	四、四〇〇	四、四〇〇
	六、六〇〇	六、六〇〇
	一〇、九八〇	一〇、九八〇
	一〇、九八〇	一〇、九八〇
	一、九〇〇	一、九〇〇
	五、三〇〇	五、三〇〇
	八、〇〇〇	八、〇〇〇
	一三、七〇〇	一三、七〇〇
	一、一〇〇	一、一〇〇
	一、九〇〇	一、九〇〇
	五、三〇〇	五、三〇〇
	二、四〇〇	二、四〇〇
	七、一五八	七、一五八
	一〇、二六	一〇、二六
	二、五五六	二、五五六
	四、五八六	四、五八六

本表算出基礎の説明

- 石灰施用對照面積は北海道農業試験場調査による特殊土壌地帯面積中特に石灰を必要とみなされる火山灰酸性地及び酸性過濕地、泥炭地、重粘土地、酸性土壌地、過土酸性地、重粘土酸性地、重粘土酸性過濕地、酸性過濕地の各地帯を所有する支廳別面積とす。
- 石灰所要量については、各地帯における酸土検定が完了されていないので、現在完了地帯の成績を綜合して大體一町四屯とし(1)の面積により總必要量を算出した。
- 年次別施用計畫は(2)による必要量を一括施用せしめることが理想であるが、現状は石灰の供給農家の購入意欲資金對策等に支配され實行は極めて困難である。よつて第一、二年目は總必要量の一〇%第三—五年まで夫々一二%とし、第一次五箇年計畫を完了する。六年日より殘量を施用し併せて第一次完了地帯を再び第二回目の施用獎勵を圖る。第二次施用計畫は次表の通りとする。

(2) 第二次施用獎勵計畫(單位屯)

年次	前年次未施用地帯へ施用すべき量	第二次施用量	施用量合計
昭和三〇年	九、〇〇〇	一〇、一〇〇	一九、一〇〇
昭和三一年	九、〇〇〇	一〇、一〇〇	一九、一〇〇
昭和三二年	九、〇〇〇	一〇、一〇〇	一九、一〇〇
昭和三三年	九、〇〇〇	一〇、一〇〇	一九、一〇〇
昭和三四年	九、〇〇〇	一〇、一〇〇	一九、一〇〇
計	四、五〇〇	五、一〇〇	一〇、六〇〇

以上基礎説明により自昭和二五年度至昭和二九年度の第一次計畫は、酸度の最も強い地帯を重點として獎勵し第二次計畫においては第一次で施用されなかつた地帯と施用済地帯への第二回の施用獎勵をする。結局施用延面積は第一次一四三、三九〇町歩、第二次二五六、五〇〇町歩を、計三九九、八九〇町歩の酸性矯正を完了する。第一次對照面積の五五%、第二次一〇〇%の計畫達成を見ることになる。

(二) 農家に對する施用促進

1 購入費に對する補助施設

終戦後地力減耗酸土の増加等に基因し、農生産増強上障害となつて居る事例が數多く認められ農家の要求と指導者の必要性の普及徹底により石灰施用熱が熾んになり、從來公共事業として開拓地に對する石灰は助成されて居つたが、昭和二十三年より道費により購入費の補助の施策を講ぜらるるに及び一層農家の意欲を昂揚する事となつた。仍て農家の意欲に應えた之が施設を擴充繼續し前記施用獎勵計畫の完遂を圖る。而し補助施策にも限度があるので第一次計畫のみを對照とし第二次以降は市町村自體により自己資金或は融資の對策を講じ實施せしむる。

石灰年次別購入金額及補助金交付計畫(既墾地のみ)

年次別	施用獎勵計畫數	必要金額	補助金交付計畫數	補助率	補助金交付額	補助對照になつた數
昭和二十五年	五〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、七五〇、〇〇〇	五割	一、七五〇、〇〇〇	九、一五六屯

昭和二十四年度	六〇,〇〇〇	五五,〇〇〇,〇〇〇	一八〇,〇〇〇,〇〇〇	〃	〃	五〇,〇〇〇 〇〇,〇〇〇 〇〇,〇〇〇
昭和二十五年度	一〇一,九六〇	九一,六九七,〇〇〇	四八八,八八八,五〇〇	〃	〃	これ以外早害用 五二五五五追加された
昭和二十六年度	一〇一,九六〇	九一,六九七,〇〇〇	四八八,八八八,五〇〇	〃	〃	〃
昭和二十七年	一一一,一〇〇	一一〇,八六〇,〇〇〇	五五,四四〇,〇〇〇	〃	〃	〃
昭和二十八年	一一一,一〇〇	一一〇,八六〇,〇〇〇	五五,四四〇,〇〇〇	〃	〃	〃
昭和二十九年	一一一,一〇〇	一一〇,八六〇,〇〇〇	五五,四四〇,〇〇〇	〃	〃	〃

2 購入費補助施設を必要とする理由

炭酸石灰の現行消費者価格は一屯九〇〇圓であるから化學肥料或は農産物の價格に比較すれば高價とは言えないが一町當四屯平均施用するものとすれば三、六〇〇圓を要し酸土矯正の實を擧ぐる爲之が檢定による必要量を算出した場合右數量は決して満足と認められないのでその價格も相當多額となる。亦農家の耕作面積から見ても石灰購入費は相當巨額となるを免れない又一面石灰を必要とする地帯は排水客土等の土地改良を要することが多いのでその負擔も又容易ならざる額に達する。又最近の

石灰 豫 備 貯 藏 倉 庫 建 設 奨 勵 計 畫

年	次	設置計畫數	一棟の坪數	一棟當の收容力	總貯藏力	坪當	一棟當	總工費	補助率	一棟當	助成總額
昭和二十五年度		六〇棟	三〇〇坪	石灰を撒積として高さ六尺約二四〇屯	一八,〇〇〇 屯	六〇坪	一棟當	三三〇,〇〇〇 円	五割以内	一六〇,〇〇〇 円	六,〇〇〇,〇〇〇 円
昭和二十六年度		六〇〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
昭和二十七年		六〇〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
昭和二十八年		六〇〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
昭和二十九年		六〇〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
計		三〇〇〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	三〇,〇〇〇,〇〇〇 円

右倉庫が計畫通り設置された場合、豫備貯藏可能量は次の如くである。

即ち第一年目一四、四〇〇屯、二年目二八、八〇〇屯、三年目四三、二〇〇屯、四年目五七、六〇〇屯、五年目七二、〇〇〇屯となり倉庫の運

價格政策の點から考察すると補助制度等も漸次解消の傾向にあり、農家の地力培養精神を愈々發揮せしめ生産費の輕減に努力し將來の農業恐怖等に備うる必要がある。

購入費の補助は石灰生産者の代金回收或は資金の回轉を圓滑にし資金不足による經營難を打開して増産に邁進せしむることができる。

3 石灰豫備貯藏倉庫の建設促進

石灰の施用時期は農家にとつて自ら限定され又必要を認めながら作業關係で引取が意の如くならず本道の如く惡路敷里を運搬を余儀なくされる農家の多い實情から之が引取について意外な支障を來す例も少くない。それだからと言つて輸送生産事情から農家の一方的便宜を考へるわけにもいかない。又農家支出の輕減を圖る點から出來るだけ撒輸送を奨勵する等を綜合し最も合理的な方策として石灰必要の多い地帯を中心として石灰豫備貯藏倉庫の建設を奨勵し工場の平均出荷と農家の隨時引取を可能にする之が施設により一層施用意欲を昂揚し得る。道及國に於て之が促進せしめるため相當補助支援するの要がある。

轉回數によりその收容量を増加することとなる。

倉庫の設置地帯は五〇〇屯以上消費を必要とする市町村を對照として特に左の條件を具備する地帯より優先的に實施せしめる。

1 酸土矯正面積多く石灰施用を計画的に實施を要する地帯の集團して居ること。

2 矯正地帯が驛より遠距離にあつて隨時運搬に不便なる地帯

3 石灰製造工場より遠距離にある地帯

(三) 石灰需給調整方策

石灰の經濟的(安價)に多量に施用するも作物に影響なく酸土矯正の目的達成を奨励するためには炭酸石灰を主とし消石灰を副として需給調整計畫を樹立する。

先ず昭和二十四年度に於ける需給現況は次の通りである。

生 産 需 差	炭 酸 石 灰・消 石 灰	
	炭 酸 石 灰	消 石 灰
生 産	50,000 屯	10,500 屯
要 求	40,500 〃	10,000 〃
差 引	(一) 9,500 〃	(十) 500 〃
	補助申請にあつた數量で直接取引數は含まない	

以上の現況から見ると今後の需要増加の傾向に應え之が供給の對策を講ずることが必要である。本道は石灰岩豊富に埋藏されて居るので開發して石灰増産の余地は極めて容易である。

つぎに既設新設豫定の工場たる生産可能數量を見ると次表の如くである。

會 社 名	工場名	工場所在地	昭和二十四年度所 要		備 考
			生産目標	資金金額	
北海道農機工業株式會社	上興部	紋別郡西興部	10,000 屯	2,000 万円	工場施設新設
北見石灰工業株式會社	訓子府	常呂郡訓子府	10,000 屯	600 万円	軌道敷設中
東和興業株式會社	大野	野付郡大野村	10,000 屯	600 万円	索道施設完備
山崎石灰礦業株式會社	山崎	上川郡比布村	10,000 屯	400 万円	工場施設新設
拓北石灰株式會社	拓北	枝幸郡歌登村	5,000 屯	300 万円	
合 計			50,000 屯	4,500 万円	
既 設			50,000 屯		
新 設			10,500 屯		

以上の他に副産として製造可能なる工場として北海道セメント株式會社、士別工場の年産六、〇〇〇屯、その他上磯の日本セメント、旭川の昭和電工を舉げることが出来る。

右生産目標數量が昭和二十五年度に達成可能かどうか各會社の現狀を検討すると次の如くである。

1 北海道農機工業株式會社上興部工業所

新設工場の位置は各工場の計畫より總ての點で最も有利な條件を具備して居り諸設備完了せば速かに生産出荷は可能であるが自己資金のみでは到底不足で殆んど融資の必要がある。

2 東和興業株式會社

當會社は戰時日鐵に石灰石を供給する目的で上磯日本セメント會社の採掘位置より渡島大野驛迄の間索道により搬送する企圖のもとにこれが設備中終職業務を中止するの憂目を見たが折角の設備を利用し石灰製造する事を計畫し資金の確保次第諸設備完了生産の見透がある。

3 北見石灰株式會社

當會社は石灰石の採掘と炭酸石灰の製造を企圖し現在山元からの軌道敷設中であるが資金不足で融資に頼る面が多い。

4 山崎石灰礦業所

現在消石灰の製造を行つてゐるので建物その他の設備は既存のものを利用するが諸設備の補修増設等に資金を必要とする。

5 拓北石灰株式會社

地理的には極めて僻地にあり輸送費その他を考えると余り遠距離への出荷は不適であるが附近の地帯を對照に企圖して居るかわり融資の要がある。

以上綜合すると融資が速かであればその完成早急に實現され計畫生産可能と看做されるが一應既存の工場及副産工場の全能力を發揮せしめて之が完成までの間需要充足を圖り猶不足分は消石灰を以て充す。
前記工場操業促進對策としては

(1) 必要資金を低利にて融資するよう關係機關に要請すること。

所要額約 四五、〇〇〇、〇〇〇圓

道内の石灰工場新設促進を必要とする理由
農家の購入費を節減し必要量を充分に消費せしめるのみならず近距離輸送による適期使用を圖らしめる目的から考えても道内に生産施設のあることが望ましく石灰石の豊富なる點及失業對策の點から見ると大いに之が新設を支援する要がある。

道外より導入することも以上の目的達成上次のような理由により獎勵することは望ましくない。

何れも撒輸送は不可能で結局道内生産品より農家支出大となる比較すると次の通りである。

道内製品と道外製品との農家購入費の比較調(一屯當)

區別	會社名	岩手縣東北	福島縣	北海道	農機工業
炭酸石灰工場渡價格	陸中松川驛	札幌驛	大越驛	札幌驛	上興部驛
卸業者手数料	七五圓	七五圓	七五圓	七五圓	七五圓
小賣	六〇〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇
袋代金	一五〇〇	一五〇〇	一五〇〇	一五〇〇	一五〇〇
驛出運賃(含積込送料)	一、〇五〇	一、〇五〇	一、〇五〇	一、〇五〇	一、〇五〇
鐵道運賃	二、六五〇	二、六五〇	二、六五〇	二、六五〇	二、六五〇
計	二、六五〇	二、六五〇	二、六五〇	二、六五〇	二、六五〇

以上比較して見る通り相當價格差があり道産品撒輸送に依らざる場合でも尙七—九〇〇圓の差を生ずる。

四 石灰普及獎勵對策

1 酸土檢定の實施促進に努めること

酸性土壤に石灰を施す場合その酸度中和量の石灰を施用し始めて酸土の矯正がなされるのである従つて豫め酸度の測定をしてその石灰の必要量を算出すると共に併せて農家に對する知識の普及を圖るの

必要がある。現在の如く自己の畑が如何程の石灰を必要とするかを知らずその施用量もいい加減であつて決して豫期の成績を挙げ得ない。

次の方法により速急酸度檢定を促進せしむる要がある。

(4) 從來よりその設備を有する北海道農業試驗場及舊北農の酸度檢定所に試土を提出せしめ、その酸度の檢定を依頼する様指導する。

(5) 市町村農業協同組合に簡易酸度檢定器具を設備せしめ各部落の青年層に對しその檢定及石灰の知識を普及する方法等を講習し直接部落内の檢定を擔當せしめ出来得れば完了後經驗者による抜き檢定等を実施して一層確實ならしめる。

檢定促進の方法として各部落の檢定成績共勵會等を催し、優秀部落、及擔當者を顯彰し必要石灰量の確保を優宏する等の方法を講ぜしめる。

(6) 石灰生産者及關係會社も右に協力せしむる。

2 石灰施用實態調査を実施すること。

農家に對する石灰に關する知識の普及と施用の實態を把握して酸土矯正の確實性と石灰の需給計畫達成に資する目的で矯正必要地帯の市町村及部落についてその實態を調査する。

3 講習講話會による知識の普及に努めること。

支廳が主體となつて石灰と酸性土壤に關する講習講話會を開催し知識の普及を圖り、合理的施用を指導する。

4 石灰施用成績確認開場の設置をすること。

地力増進綜合實踐聚落内に三箇年繼續をもつて施用量及收量等を確認し一層獎勵の推進基地とする。委託費道負擔を計畫すること。

(四) 其の他

石灰の製品の問題について種々論議されて居るが効果を速かならしめるため又はその土壤により可能程度の粉末を必要とされるが現在の

普及段階に於ては農家支出軽減の目的で輸送を實施して居る場合乙規格程度のもが適當で余微粉では必ず包装の必要があるし積卸の場合飛散するのみならず耐水に逢つた場合粘着する。施用の場合も勿論以上の如き欠點のため相當な損失を伴うので當分現行乙規格のものを奨励する。

二、心土耕混層耕による耕土改良

特殊土壌の多いのみならず永年の耕作により土壌の理化學的性質が不良となつて居り客土、排水等の土地改良を實施されて居るも一層その改良を促進する爲には心土耕混層耕の必要がある。石灰の施用の場合之が作業と併行することにより一層効果を擧げ得るものである。次の計畫により之が奨励につとめる。

1 實施對照面積と現有ブラウによる實施可能面積

支應名	灰火 地山	計	昭和二十五年 度アトラウ配置數及實施可能面積			
			區所有 道所有	合 計	實施可能面積	計
石狩	一	五、〇三七	八	一	一七四	一三三
空知	一	三、五四九	一	一	三、五四九	三、五四九
上川	一	三、四四四	九〇	一	三、四四四	三、四四四
後志	一	一、〇〇〇	五三	一	一、〇〇〇	一、〇〇〇
檜山	一	四、五八八	四	一	四、五八八	四、五八八
渡島	一	三、八五五	五	一	三、八五五	三、八五五
釧路	一	三、六二九	五	一	三、六二九	三、六二九
日高	一	二、一七九	二	一	二、一七九	二、一七九
十勝	一	一、五三〇	三	一	一、五三〇	一、五三〇

▲議員の動靜

出張期間	用務	氏名
一月九日より 二十三日間 の豫定	道議會事務打合のため (東京都、大阪府)	議長 坂東秀太郎
一月十二日より 十四日間	府縣林業事情視察のため (東京都及び大阪、名古屋各市 並に徳島、廣島、岡山各縣)	道議 西田 中 川 雄三 清太郎
一月十二日より 七日間	道議會事務打合のため (石狩、釧路、支庁管内及び函館 室蘭、苫小牧各市)	副議長 鈴木 源重
一月十五日より 三日間	労働状況調査のため (石狩、釧路、支庁管内及び室蘭 苫小牧各市)	議員 鈴木 源重
一月十七日より 十五日間	府縣厚生施設調査のため (東京都、大阪府、神戸、奈良 京都、名古屋、横濱各市)	議員 林西佐 村 謙武 二夫吉
一月十七日より 十四日間	引揚状況視察及び引揚促進運動 のため (東京都、京都市、舞鶴市)	議員 本吉 多田 吉次郎
一月十八日より 十四日間	北海道開發行政機構設置折衝の ため (東京都)	議員 佐岩 齊藤 木 利政 雄一志
一月二十七日より 十四日間 の豫定	府縣財政状況調査のため (東京都及び長野、愛知、福岡 青森各縣並に長野、名古屋、 福岡、青森各市)	議員 山佐久 内 貞益 廣江夫
一月二十六日より 二日間	貿易館一周年記念式參列のため (小樽市)	議員 齋藤 藤吉

▲國と地方公共團體との間における事務の配分についての意見

現行制度における國と地方公共團體との間の事務の配分については、色々と検討が加えられているのであるが、國から地方公共團體に移讓することを適當とする事務、都道府縣と市町村との間の事務配分の調整及び地方公共團體が事務を處理するに當つての監督乃至は規制についての地方自治廳の中間意見はつぎの通りである。

第一總論

一、基本的態度 地方公共團體の自主性及び自律性を確立すること、なかならず地方公共團體の權能を大幅に擴充し、地方公共團體がその事務を處理するに當つて煩鎖な監督を排除することは、それが自治權の強化に資するといふ點とともにその結果として行政の末端に至るまで民主化を徹底することとなることに重要な意義があり、そこに地方自治の本旨を實現するための大きな指標がある。

一般的に云えば、現在の行政は、國の直轄行政あるいは監督統制が依然として強大であつて、眞の地方行政の民主化と地方自治の確立は到底望み得ないから、できる限り、地方自治權の内容としての事務を豊かにするよう

左に掲げる基本原則に即應する措置を講じ、制度の根本的改正を實施すべきである。

(一) 國の專屬的權限に屬すべきものと認められる事務即ち外交、司法、刑罰、郵便等に關するものを除き、その他の事務は原則としてこれを地方公共團體に移讓すべきである。

(二) 地方公共團體の權限に屬する事務は、できるだけ地方公共團體の自主的處理に委ね國は綜合的な企畫、指導及び調整のため必要な措置を採る外は、煩鎖な監督規則はこれを撤廢すべきである。

(三) 經濟統制、職業行政に關する規正等國家に留保しなければならない事務の處理についても、そのため特に地方出先機關を設置することなく、地方公共團體の長に委任すべきである。

(四) 右に伴い、新に地方公共團體に移管せられる事務に要する經費は、現在の地方公共團體に屬する事務處理に要する經費の不足分と併せて國より地方税として適當な税源を地方公共團體に移讓し地方行政及び財政の兩面に亘つて地方自治及び地方分權の精神にそつよう、事務の配分調整、及び地方公共團體にわたる税財政の根本的再編を實施すべきである。

二、事務委任の方法 地方公共團體に事務を委任する方法には、機關委任と團體委任の二が

ある。前者は國家的統一の必要な事務について現在も可なり多くの分野に亘つて行われており、現在の統制經濟の段階においては已を得ないものもあつうが、一般に必要以上に中央政府の監督統制權を強化しており、地方の實情に即した行政を行うことを困難ならしめているから、このような事務についても國家的統制としては一般的基準を法定するに止めその範圍内で地方團體の機關に裁量の余地を與え伸縮性のある運営を許すべきである。團體委任については、事務そのものは本來國家的であるが、委任せられた限りは、地方公共團體本來の事務と撰ぶ處はない、従つて、自治權の内容を強化するためにはこの方法を採用することが望ましい。

三、事務委任の法形式 法律又はこれに基く政令によるべきである。勿論法律によることが望ましいが、已むを得ない場合でも、政令によるべきである。單なる各省限りの省令で委任することは、地方自治權尊重の立場より當てはないから、閣議において地方自治の立場との調整を圖るため、政令をもつてするのが當然であらう。

地方自治法第二條第二項に「普通地方公共團體は……法律又は政令により普通地方公共團體に屬する」事務を處理すると規定しているのはこの意味である。

而るに、現在なお、多くの法律によつて自

括的に省令に委任しこの省令に基く地方公共團體の事務委任が行われているが、これは違法の措置と解すべきである。

第二各 論

一、國に專屬する事務のうち、國に專屬する事務としているものは、司法、金融、國家的産業及び經濟統制に屬するものが多いが、このうち、道路運送、勞働關係及び經濟統制關係については、これを都道府縣及び市町村自體の事務とすることは困難であるが、なお相當程度都道府縣及び市町村の機關の處理に委ねて差し支えないものが多い。

1 道路運送 道路運送法による自動車運送行政及び貨物輕車輛行政について一都道府縣の區域に關するものについても、國が直轄行政として運輸省——鐵道局——道路運送監理事務所（各都道府縣に設置）によつて、これを處理することは適當ではない。而も道路の建設、維持管理が都道府縣知事及び市町村長によつてなされ、その負擔は地方費によつて賄われている點を考慮する場合には、特にこの主張に理由がある國が處理するものは、二都道府縣以上にわたる交通に關してのみとすべきである。

又道路運送に關する指定物資の配給も都道府縣知事をして處理せしむべきであると考へる。

2 勞働基準監督 勞働基準法による勞働基

準の監督行政も、従前は、都道府縣知事の處理するところであつたが、勞働基準法の制定に伴いすべて都道府縣に勞働基準局を更に、都道府縣内平均七箇所以上の勞働基準監督署を設けて國の直轄行政を行うこととなつてゐるが、勞働組合法、勞働關係調整法及び職業安定法による勞働關係事務は勞働組合法及び勞働關係調整法は都道府縣知事及び地方勞働委員會、職業安定法は、都道府縣知事の所掌に屬することとせられてゐる結果、全體としての勞働行政が回滑を欠くことが多い。

3 米麥等の買入、賣渡及び薪炭の買受についても、都道府縣知事に機關委任をすることも不可能ではない、現在、これらの買入賣渡業務に關連する實際の積出し、輸送については都道府縣が介在することによつてのみ回滑に處理し得てゐることもあり、これらの主要食糧及び薪炭の生産について責任を負う都道府縣知事をして國の指揮の下にこれらの事務を執行せしめることがより適切な處理を確保する所以である。

4 農藥取締 現在肥料取締又は藥事關係の行政は、都道府縣の處理する處であるからこれとの均衡の點もあり、この種の事務も都道府縣及び大都市の検査機能を用いて處理することが適當である。

5 農業關係指定生産資材割當、農作業、農

畜加工調整、農事電化、農業土建等に關する指定生産資材の割當は、農林省が農林省資材調整事務所（各都道府縣毎に設置）を通じて行つてゐるが、このような農林生産のための資材が、生産の事務と切り離して取扱われなければならない理由はないのであつて、農林省資材調整事務所の廢止は、つとに地方公共團體の強い要望である農林省設置法案によれば、資材調整事務所は、一應形式的には廢止することとなつてゐるがその所掌事務の大部分を食糧事務所（主要食糧の買入、賣渡及び検査機關）の所掌に移そうとしてゐることが注意されなければならない。

6 商工用指定生産資材の割當についても中小企業に至るまで、商工局出張所を各都道府縣に設置して、これをして實施せしめており、中小企業の保護育成のために、各種機關によつてその育成に當つてゐる都道府縣の行政から分離せしめられてゐる。通商産業局設置法案によれば商工局出張所は一應形式的には廢止することとなつてゐるがその所掌事務の大部分を通商産業局分室に行かせようとしてゐる點が注意されなければならない。

二、地方公共團體の公共事務に屬するもの
地方公共團體は、その公共事務並びに従來法令により及び將來法律又は政令により

地方公共團體に屬するものの外、その區域内におけるその他の行政事務で國の事務に屬しないものを處理するとせられた（地方自治法第二條第二項）結果、或る行政事務を處理する權限が國に屬するか、地方公共團體にあるか明らかでない場合には、廣く地方公共團體が自ら行うことができることとなつた。従つて、地方公共團體が自ら處理しうる事務の範圍は相當に擴張せられたのである。然るに、地方自治法の施行以前に制定せられた法令が現在なお効力を有し地方公共團體の公共事務及び行政事務の處理について不必要な統制を加えているものが多い。

その理由は、地方自治法施行以前に存在した地方公共團體に對する國の一般的監督權に由來するものであるが、一面、國の補助金の支出に關連する統制と見られるものもある。

地方公共團體の處理する事務については、必要已むを得ないものを除き、煩鎖な監督取締を排除すべきであるが、この難點から改正意見を述べれば次の通りである。

1 運河の開設及び開始は届出制にすること（運河法）

2 溜池の設置、改築、除去に關する知事の許可は削除すること。（河川堰堤規則）

3 水道、下水道事業の經營に關する監督は

余りに強い、水道條例及び下水道法はそれぞれ明治二十三年及び三十三年の制定にかゝるもので、全面的に再檢討を加える必要がある、一般に水道、電氣、ガス、電事業など地方公共團體の所謂公營企業については新しい見地に立つ「公企業法」の如き立法が必要である。

4 諸學校の設置については、國において一般的な設置基準を定めるに止まり、私立學校及大學を除いて、舉げて教育委員會の所管にする方向を辿りつゝあることは妥當ではある。

5 病院、診療所、産院、療養所、隔離病舎等の設置についても、各種の法令がそれらの目的から各種の統制を留保しているが、少くとも結核、癩、傳染病、性病等以外のものについては、設置の一般的基準を定め届出制にするに止むべきである。

6 宿泊所、授産所、託兒所、養老院など生活保護又は社會事業に關する營造物の設置についても、一般的基準を定め届出制にすべきである。

7 汚物處理については、汚物處理法に基く國の機關としての知事の監督權が余りに強い。汚物處理については、地方公共團體の條例に委することが妥當である。

8 森林、牧野、市場の經營などについてもそれが公共事務であるにもかかわらず、國

家的統制が強い。全面的に再檢討を要する
9 耕地整理事業、公有水面埋立事業、不良地區改良事業なども、土地改良又は國土計畫との全體的な關連において、地方公共事務の見地に立つて再檢討を要する。

第三 國と地方公共團體が共同處理するもの
國と地方公共團體の共同處理する形態は、地方公共團體そのものに委任するもの（所謂團體委任事務で、地方自治法第二條第二項は「從來法令により及び將來法律又は政令により普通地方公共團體に屬するもの」という表現をしている。）と地方公共團體の機關委任するもの（所謂機關委任事務で地方自治法第四百八條は「普通地方公共團體の長は……從來法令により及び將來法律又は政令によりその權限に屬する國の事務を管理し、及び執行する」又同法第百八十六條第一項には選舉管理委員會について、教育委員會法第四條第一項は教育委員會について同様に規定している）との二つがある。

問題の第一は、前述したように委任の法形式が必ずしも法律又は政令によつていないで省令その他法律によつて包括的に委任された命令等によつてゐる場合がある。

第二は、機關委任の事務が非常に多く、國の機關としての知事及び市町村長の事務は、地方公共團體の機關としての知事及び市町村長の事務に比較して、その比重が重い現状である。む

しろ、機關委任を避けて、できる限り團體委任とすべきである。

第三は、國の事務委任に伴う財政的裏付けが必ずしも充分でないことである。以上の觀點から必要な改正意見を提示すれば次の通りである

1 道路に關する事項

(イ) 道路行政をすべて國において行ふものとする現行法の建前は、檢討されなければならぬ。少なくとも縣道、市町村道についてはさうである。

(ロ) 道路の新設、改築、修繕及び維持は、知事及び市町村長の機關委任事務（道路法第二十條）であり、道路に關する費用は、國道の新設又は改築を除く外原則として都道府縣及び市町村の負擔（第三十三條第二項第三十五條）となつてゐるが、根本的な考案方として、機關委任事務については、その財源的裏付けは、國においてすべてこれをなすのが適當である。

2 河川に關する事項

(イ) 河川のうち、支川若しくは派川、河川法を準用する水流若しくは、水面又は河川に關する行政もすべて國において行ふものとする現行法の建前は檢討されなければならぬ。

(ロ) 河川の管理、河川に關する工事の施行、その維持は、知事に對する機關委任事務であるにかかわらず、その費用は原則として

都道府縣の負擔となつてゐるが（河川法第六條、第七條、第二十四條）道路行政の場合と同様に改正を要する。

3 運河に關する事項

運河開設の免許を國において留保することは認されるが、これに伴う各種の監督權には檢討を加えなければならない。

4 溜池の設置及び改築の許可を國に留保することは認するとしても、除去する場合は、届出制にすべきである。又これに關連する監督權についても檢討を要する。

5 水道、電氣、ガス、交通事業等各種の公營企業については、これを地方公共團體の行う事業としての特異性を考慮して規律する法律がない。一般的にいって「公企業法」の企畫立案を必要とする。勿論公企業は、公共の福祉に極めて重大な影響を持つものであるから國家において最小限度の監督權は留保しなければならぬであらう。しかしながら、地方公共團體が經營する企業は、一般の個人又は法人が經營する場合とは當然異つてくる。ここに國家としても現行の法令を檢討すべき必要があり、反面「公企業法」の制定を主張する根據がある。

6 小學校及び中學校の設置は、市町村の義務であるが（學校教育法第二九條及び第四〇條）これがための財源措置は決して十分ではなく所謂六、三制の危機がさげばれてゐる。

國の都合によつて財源措置が變動することは法律的に明確な規定がないためである。又就學義務の履行の督促その他義務について必要な事項は、監督廳が定めることになつてゐるが（第二二條第二項）學校教育法施行規則第三十條（文部省令昭二二年一一號）によつて市町村長に對して廣汎な事務を委任してゐるのは地方自治法第一四八條違反であり、速かに政令によつて定めるべきである。その他同施行規則において各種の監督權を留保してゐるが、これらも檢討しなければならない。

7 圖書館

圖書館の設置及び廢止は、圖書館令によれば、都道府縣立のものは、文部大臣、市町村立のものは都道府縣知事の權限となつてゐるが、圖書館の設置基準を定めるとともに少くとも廢止については届出制とすべきである。現在公共圖書館法が企畫されてゐるようであるが、地方公共團體が設置する圖書館と地方議會に置かれる圖書室（地方自治法第百條第一四項及び第一五項）との關連を考慮して國立圖書館法が國會圖書館を中心

として上野の國立圖書館を支部圖書館として
いるように、(同法第二二條) 地方議會の圖書
室を中心とする公共圖書館の體制の整備が必
要と考える。

8 病院、診療所、傳染病院、隔離病舎、精神

病院などに對する國家的規則は、憲法第二五
條の「國はすべての生活部面について社會福
祉、社會保險及び公衆衛生の向上及び増進に
努めなければならない。」と云う規定に沿うも
のとして、現行の考え方は是認されるが、こ
れと同時に必要な財源措置が考慮されなけれ
ばならない。保健所の設置については、都道
府縣及び指定市の委任事務とされている點は
是認されるが、保健所の設置及び運営に關す
る必要な事項を定める權限を包括的に厚生大
臣に委任し(保健所法第六條) 保健所の設置
については厚生大臣の承認を受けるべき義務
を保健所法施行規則(厚生省令昭二三、令一
四號)で規定していることは、適當ではなく
政令で定めるようにしなければならない。又
保健所と市町村が行う保健所衛生行政との關
連が深く考慮されていまいようであるからこ
の點も十分に注意しなければならない。

9

公益質屋、この監督を都道府縣知事に委任
することは適當でない、公益質屋に關しては
大綱を法律で規定し、その他は市町村の經營
に委すべきである。蓋し、公益質屋は市町村
の公共事務の典型的な事務である。市町村の

經營する屠場についても同様である。

10 兒童福祉施設の設置 都道府縣は必要的委

任事務、市町村は隨意事務(兒童福祉法第三
五條)とされているのであるが、都道府縣の
設置すべき兒童相談所について兒童福祉法施
行規則(厚生省令昭二三第一一號)第一條に
よつて厚生大臣の承認を受けるように規定し
てゐるのは適當でない。又兒童福祉施設は地
方公共團體の營造物であるが、設置管理に關
する地方公共團體の條例との關係などが明確
でない。

11 豫防接種、種痘、藥事法の施行に關する事

務、毒物、劇毒物に關しては、機關委任とす
ることが正當であるが、財源措置については
考慮を要するとともに、市町村を場とする公
衆衛生については更に綜合的に企畫立案する
必要を痛感した。

12 精神病者の監護に關する事務、少くとも病

者の監護については、市町村長に對する機關
委任よりは、市町村に對する團體委任とすべ
きである。

13 牧野法の施行に關する事項、現在牧野の保

存、管理方面から同法の全面的改正が企畫さ
れているが、地方公共團體有の牧野の管理に
關しては、地方公共團體の意志に委任する方
法を採ることが望ましい。

14 耕地整理、土地改良の一環として、土地改

良法の中に新に取り入れることが立案されて

いるが、この際耕地整理に關する市町村及び
市町村農地委員會の活動の範圍を擴大にする
と共に、農地改革に關し、市町村農地委員會
が市町村の機關であるにかかわらず、専ら國
の事務を行うという現行法の建前は根本的に
検討しなければならない。

15 害虫驅除 本來かくの如き事務は、市町村

の專屬的事務とし、都道府縣が一市町村の區
域以外に及ぶときに協力及び調整をなすこと
を以て足り、農林大臣は、害虫驅除に關する
技術的助言を行うに止むべきである。このよ
うな事務を機關委任の國家事務として規制す
る必要は認められない。舊憲法下における立
法であつて、全面的に改正する必要がある。

16 史蹟名勝天然記念物 現行の史蹟名勝天然

記念物の保護管理は、國家的見地に立つもの
であつて、地方的な歴史施設、名勝等につい
て何ら處置すべき手段が法言せられていない
が、むしろ都道府縣に史蹟名勝關係の審議會
を置き關係市町村當局の意嚮を聽いて、第一
次的には都道府縣單位の史蹟、名勝、天然記
念物を定めて保護管理をなし、國はこれらの
もののうち特定のを國家的見地から更に
保護を加えることにすべきである。なお、國
が都道府縣に對して協力援助を行うことがで
きるようにすることは差し支えない。この立
法も舊憲法時代であつて、全面的に再検討を
行う必要がある。

(1) わが國の戸籍制度は、本籍制度であつて個々の國民の現住所と現實的に何ら關連がない有様であり、現行の寄留制度も亦ほとんど實行が上つていないのである。これらの住民登録の制度は市町村を基本にするか、國に基本台帳を整備するがいずれかであるが、いずれにせよ、戸籍及び寄留の再制度について統一的に根本的な改革を行うべきである。

(2) 現行制度は市町村長が戸籍事務を行い、住民の請求があれば戸籍謄本あるいは抄本を發行しその他の證明事務について、これに對して一件につき五圓の手數料をとりうるのみで、他はすべて市町村の負擔となつてゐるが、(戸籍手數料の額を定める法律(昭二三、六、一法五一)、その負擔の過重に苦しんでゐる。例えば、神奈川縣相模原町(人口七、六、〇七六八昭二三、八、一現在)では戸籍、寄留事務の經費は左の通りである。

(一) 經 費	
人件費	五三、八五圓
消耗品費	五七、八五圓
通信運搬費	一六、九五圓
計	六八、七五圓
(二) 手數料收入	
戸籍手數料	一〇、七五圓
寄留手數料	一、〇五圓
計	一、八〇圓

事務吏員七名補助職員七名(業務員は二人を以て一人と看做し計算)原本用紙一枚五圓謄抄本用紙一枚四圓五〇錢六、八八七〇枚入籍通知その他一件五圓三、八七件

差引き五七五、四五〇圓は相模原町の負擔となる譯であつて、手數料收入は實に所要財源の五%に相當するに過ぎない有様である。

18 食糧供出 食糧供出及び配給については、法制的な整備はなされてゐるが、このために要する經費については、地方財政法(昭和二三、七、七法一〇九)により、供出については、全額國庫負擔(同法第十一條第二項第五號)配給に要する經費は、國と地方公共團體が共に負擔する。(同法第十條第二項第十號)とせられてゐるが、これに對する經費について國はその義務を忠實に履行せず、このために地方公共團體(都道府縣及び市町村)は財源に苦しむ狀態である。

19 經濟統制

(1) 臨時物資需給調整法にもとづく衣料品、農資材、農產品、肥料、漁網、建築資材、鮮魚介等の割當又は配給の事務は、都道府縣知事又は市町村長の行うところとせられてゐるが、法制的にも同法は、包括的に地方公共團體の長に事務委任をなしうるよう規定し(同法第三條の二)これに各省令によつて種々の義務を知事又は市町村長に命じてゐるが、かくの如きは明白に地方自治法第百四十八條の「法律又は政令」による事務委任の趣旨を形式的に合法化し、實質的には、省令をもつて自由に統制を加へ

うることとなり、適當とは考えられず、政令によつて政府の意志として決定すべきものであると考へる。

(2) これらの指定配給業者の登録について、地方公共團體手數料令(昭二二、一二、三〇政三二七)によつて業者より手數料を徴收しうることにしているが、これらの額の當否についても、検討を要するものがあることは勿論、更に根本的には、これらの指定物資配給事務の經費についての國の負擔部分についての履行が充分になされないことによるものであることは、食糧供出の項において指摘したと同様である。

20 度量衡

度量衡法も舊憲法下の立法にかり、頗る不備であつて、今日の經濟社會生活には充分適合しないのみならず、檢定の對象たる度量衡器を區分して甲種檢定に屬するもの度量衡法施行令(明四二、六、二五勅一六九)第七條は國、乙種檢定に屬するものは都道府縣知事の權限としてゐるが、この甲、乙の分類も最早今日では不適當であつて相當程度、都道府縣知事に委譲すべきものが多いと考へられる。なお、集合取締、或いは日常の量目検査等は、都道府縣吏員及び市町村當局によつて、勵行を期する必要があるが、現行法制では、このような計量思想の普及による經濟生活の合理化面への指導に欠ける處がある。更に、檢定手數料については、他の

手數料に比して低額であつて、それ以外には度量衡行政のために要する經費について、國が何等負擔していないことは地方財政違反と云うべきである。

21 蚕絲業の監督

(1) 蚕絲業施行規則(昭二〇、一二、二八農林省令三一)に重要な事項の、ている。少くとも政令をもつて規定すべきである。この事務を都道府縣が執行する場合において機關委任と團體委任との二つの方法が採用せられている如くであるが、政府及び機關委任事務については、廣範圍な強制權の發動が可能であり、又余りに自由裁量の余地が多いが、立法としては一定の基準を示して、私權の尊重に留意するとともに、都道府縣知事に對する中央集權的統制に枠を設ける必要があると考える。

(2) 桑苗の検査及び病虫害の驅除については市町村の活動に期待すべきである。更に現行法では都道府縣の必要な經費に對する國の負擔割合は豫算の範圍内であるとせられているのは、地方財政法に違背するものといふべきである。

22 指定農村物資調査

(1) 農村物資を分つて一は食糧事務所、一は都道府縣知事の検査を受くべきものとしてゐることは充分に理由があるものといふことはできない。むしろ、生産と指導に當る

都道府縣知事に全面的に委任すべきである(食糧事務所は、本來その名の示す如く主として食糧の買受、賣渡及び検査を行う機關である)。

(2) 全國畫一的な規格をもつて規律することは、必ずしも適當でない物品が多い。例えばつくだに、かまほこ、焼竹輪、鹽辛、節類、うに等はそれ〴〵各地の特産品として特有の品位と味を有し、従つてそれ〴〵の規格のために有名であつて、これらが官僚統制の犠牲として特色を失うならば、地方産業の振否に係る重大問題となると考えられるが、この點の保證のために、地方公共團體において、適切な調整を圖り得る如き機能をもつべきであるにもかかわらず、現行制度上は何らの考慮が拂われていないことは欠陥である。

23 建築

(1) 建築物についての認可の一元化の必要は特に重大である。現在、臨時建築制限規則(指定資材の統制)市街地建築物法に基づく特殊建築物の構造、設備に關する制限(昭二三、一、一總理廳令二)興業場法(昭二三、七、一二法一三七)旅館業法(昭二三、七、一二法一三八)風俗營業取締法(昭二三、七、一〇法一二二)消防法(昭二三、七、二四法一八六)勞働基準法等に基く各種の許可事務が、特に特殊建築物(臨

時建築制限規則第二條及び第三條)については、主務大臣、都道府縣知事、市町村長勞働基準局などの所掌とせられて、その煩雜さは到底堪へ難いものであり、都市の復興を阻害する一つの原因ともなつてゐる。

(2) 一般住宅建築のみについても許可可及び規制が煩雜にすぎ、事務の圓滿な遂行は期し難いとともに、都道府縣知事は、事務處理に必要な財源を得難い状況であつて、この點についても國と地方を通ずる財源調整は、早急解決せられなければならない。

24

土地收用 土地收用法は、根本的改革を必要とする舊憲法時代初期の立法である。

(1) 收用審査會の構成の民主化的再編成替

(2) 土地收用又は使用を認められる事業の全面的檢討

(3) 主務大臣の包括的統制監督權の制限

(4) 都道府縣知事と收用審査會との權限の調整

(5) 行政事件訴訟と土地收用審査會裁決との關係の調整

(6) 基本的人權の尊重

25 職業安定

職業安定事務は、都道府縣知事が掌るが、その下部の職員は身分を官吏として存続し、公共職業安定所はすべて勞働大臣の管理に屬し職業安定所長は都道府縣知事の指揮監督を受

けることとせられている。従つて、従前都道府縣の機關であつた公共職業安定所は、職業安定法の施行に伴い、國の出先機關とせられこゝに勞働行政は、純然たる國の直轄行政たる勞働基準監督行政、共管に屬する職業安定行政及び機關委任事務たる勞働組合、勞働關係調整事務の三種があり、都道府縣の區域内に平均各々の勞働基準監督署、公共職業安

國と地方公共團體との間の事務配分例(昭二四、四、一九)

總理廳官房自治課

第一類 國に專屬するもの	國の機關	事項	備考
一、裁判所	司	法	一、憲法 二、裁判所法(昭二二、法五九)
同	同	同	同
二、法務廳	司	法行政	法務廳設置法(昭二二、法一九三)
三、運輸省	一、國有鐵道	鐵道國有法(昭二二、法一七)	
二、自動車運送行政	道路運送法(昭二二、法一九一)		
三、貨物輕車輛行政	海上保安法(昭二三、法一七四)		
四、遞信省	一、電信及び電話	電信法(昭二三、法五九)	
二、郵便	郵便法(昭二二、法一六五)		
五、勞働省	勞働基準監督	勞働基準法(昭二二、法四九)	
六、農林省	一、米麥等の買入賣受	食糧管理法(昭一七、法四〇)	
二、薪炭の買受	一、臨時物資需給調整法(昭二二、法三二)		

定所及び勞政事務所が設置せられ勞働行政を頗る複雑ならしめている。職業安定行政は、國際條約によつて國の管理の下に置く必要があるとして國の官吏をもつてその事務を執行せしめているのであるが、國の機關としての都道府縣知事に事務を處理せしめることとしても、同條約に背馳するとは考えられず、却つてこれによつて勞働行政の総合的効率的な

運營が確保されるものと思われる。

26 農地調整

地方財政法によれば、これに要する費用はすべて國が負擔すべきであるとせられているが(同法第十一條第二項第六號)現實には國はその義務を忠實に履行していない。

三、農藥取締	農藥取締法(昭二三、法八二)	二、薪炭配給統制規則(昭一八、農省二四)
四、指定生産資材割當	指定生産資材割當規則(昭二二、關係省令一)	一、特許新案法(昭二〇、法九六)
一、礦業行政	一、礦業法(昭三八、法四五)	二、實用新案法(昭二〇、法九七)
二、臨時石炭礦業管理法	臨時石炭礦業管理法(昭二三、法二一九)	指定生産資材割當規則(昭二二、關係省令一)
三、砂礫法	砂礫法(昭四二、法一三)	一、銀行法(昭二、法二二)
二、電力行政	一、電力管理法(昭一三、法七六)	二、貯蓄銀行法(昭二〇、法七四)
三、特許實用新案	特許實用新案法(昭二〇、法九六)	三、證券取引法(昭二三、法二二)
四、指定生産資材割當	指定生産資材割當規則(昭二二、關係省令一)	四、保險業法(昭一四、法四一)
一、金融行政	一、銀行法(昭二、法二二)	五、臨時資金調整法(昭二二、法八六)
二、貯蓄銀行法	貯蓄銀行法(昭二〇、法七四)	一、國稅徵收法(昭三〇、法二二)
三、證券取引法	證券取引法(昭二三、法二二)	二、國稅徵收法(昭三三、法六一)
四、保險業法	保險業法(昭一四、法四一)	
五、臨時資金調整法	臨時資金調整法(昭二二、法八六)	
二、國稅徵收	一、國稅徵收法(昭三〇、法二二)	
二、國稅徵收法	國稅徵收法(昭三三、法六一)	

九、文 部 省	一、國立學校の管理	一、國立總合大學官制（昭二一、勅二〇五） 二、國立高等學校官制（昭二一、勅二〇九） 三、國立專門學校官制（昭二一、勅二〇九） 國寶保存法（昭四、法一七）
一〇、物 價 廳	物 價 統 制	物價統制令（昭二一、勅一一八） 私的獨占の禁止及び公正取引の確保に關する法律（昭二二、法五四）
一、公正取引委員會	獨 占 禁 止	
第二類 地方公共團體の公共事務に屬するもの		
地方公共團體	事 項	備 考
都道府縣市町村	公園、運動場、廣場、綠地	都市計畫法（大正八法三六）の適用を受けるものを除く 開設の免許は主務大臣、開始の許可は知事（運河法大正二、法一六） 設置、改築、築法の許可は知事（河川堤規規則昭一〇、内務省令三六）
溜 池		
用 排 水 路		
堤 防		
市 町 村	水 道	布設の認可は主務大臣（水道條例明二、法九） 築造の認可は主務大臣（下水道法昭二、法三三） 營業の認可は主務大臣（電氣事業法昭六、法六一）
都道府縣市町村	電 氣 事 業	同上（ガス事業法大一一、法四六）
ガ ス 事 業		
電 車 事 業		同上（軌道法大一一〇、法七六）
自 動 車 事 業		經營免許は主務大臣（道路運送法昭二、法一九一） 免許は主務大臣（小運送業法）
小 運 送 業		
波 ッ ク、防波堤、止 場		
倉 庫 上 屋		

市 町 村	高等學校、大學	高等學校の設置認可は知事、大學の設置認可は文部大臣（學校教育法昭二二、法二六）
市 町 村	研究所、試驗場	設置、廢止の許可は文部大臣又は知事（圖書館令昭八、勅一七五）
市 町 村	圖 書 館	
市 町 村	美術館、公會堂、音樂堂、劇場	
市 町 村	病院、診療所	開設の認可は主務大臣又は知事（國民醫院法昭一七、法七〇）
市 町 村	療 養 所	設置命令は主務大臣（結核預防法大八、法二六） 豫防法昭四〇、法一一一
市 町 村	住 宅、食 堂	
市 町 村	浴 場、共同便所	
市 町 村	公 益 質 屋	監督は知事（公益質屋法昭二六、法三五） 設置の認可は知事（生活保護法昭二一、法一七） 設立廢止の届出は知事（社會事業法昭一三、法五九）
市 町 村	宿 泊 所、授産所、託兒所	
市 町 村	養 老 院、慈善院	自治體警察の置かれる市町村 設立許可は知事（屠場法昭三九、法三二）
市 町 村	留 置 場	
市 町 村	屠 場	
市 町 村	汚物處理場、じんかい處理場	市は義務（汚物掃除法昭三三、法三一） 設置廢止は知事の許可（墓地埋葬等に関する法律昭二三、法四八）
市 町 村	火葬場、墓地	
市 町 村	清掃、消毒、美化、音者防止等	水難救護災害救護については知事又は市町村長への委任事務 事業開始の届出及び監督は知事（社會事業法昭一三、法五九） 施業案の認可等は知事（森林法昭四〇、法四三） 管理防法の認可は知事（牧野法昭六、法三七）
市 町 村	防 災 罹 災	
市 町 村	社 會 事 業	
市 町 村	森 林	
市 町 村	牧 野	
市 町 村	市 場	開設認可は主務大臣、營業開始認可は知事（中央卸賣市場法大一一三、法三二）

[illegible]

31 薬事法の施行に 関する事務	30 豫防接種	29 市町村に屠場の 強制設立の命令	28 屠場の設立の許 可	27 児童福祉施設の 管理等	26 児童福祉施設の 設置	25 公益質屋の監査	24 宿泊所、授産所 託児所の設置の 認可	23 保健所の設置 承認	22 傳染病院、隔離 病舎又は消毒所 の設置及び管理 方法を定める	21 傳染病院、隔離 病舎又は消毒所 の設置	20 トラホーム及び 寄生虫の豫防 と施設をするこ と	19 結核及び癩癧 所の設置命令
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	厚生省	〃	〃	〃	厚生省
〇	〇			〇		〇	〇		〇			
				費用負	〇			〇				
	〇			〇								
				費用負	〇			〇		〇		
薬事法(昭二三、 法一九七)	豫防接種法(昭二 三、法六八)	屠場法(明三五 法三二)		児童福祉法(昭 二二、法一六四)		公益質屋法(昭二 法二五)	生活保護法(昭二 一、法一七)	保健所法(昭二 二、法一〇一)	傳染病豫防法 (明三〇、法三 六)		トラホーム豫防 (大八、法二七) 寄生虫病豫防 (昭六、法五九)	結核豫防法(大八 法二六、法四〇)

46 馬 籍農林省(監督)	45 性病豫防に關 する事務	44 精神病院の設置 命令	43 國民健康保險法 の施行に關する 事務	42 健康保險法の施 行に關する事務	41 不良住宅地 の指定	40 都市計畫地域の 指定等	39 耕地整理の施行 認可	38 牧野法の施行に 關する事項	37 中央卸賣市場の 開設の許可	36 森林法の施行に 關する事項	35 精神病者の監護	34 災害救助	33 水難救助	32 毒物、劇物の營 業に關する事務
籍農林省(監督)	〃	〃	〃	厚生省	〃	建設省	〃	〃	〃	農林省	〃	厚生省	海上保安廳	厚生省
	〇		〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
	〇	〇	〇								〇		〇	
	〇		〇		〇	執行 費用負					〇		〇	
馬籍事務の管掌、 法九五)	性病豫防法(昭二 三、法一六七)	精神病法(大八、 法二五)	國民健康保險法 (昭二三、法六〇)	健康保險法(大 一、法七〇)	不良住宅地 令をう けたと 法(昭二、法一四)	都市計畫法(大八 法三六)	耕地整理法(明四 三、法三〇)	牧野法(昭六、法 三七)	中央卸賣市場法 (大二三、法三三)	森林法(明四〇、 法四三)	精神病者監護法 (明三三、法三八)	災害救護法(昭二 二、法一八)	水難救護法(明三 五、法九五)	毒物劇物營業取締 法(昭二二、法二 〇六)

47 害 虫 駆 除 農 林 省 (監 督)	48 史 蹟 名 勝 文 (指 定 行 爲 の 制 限)	49 統 計 1 指 定 統 計 2 農 業 所 統 計 3 農 林 水 産 業 統 計 4 人 口 動 態 調 査	50 戸 籍 法 務 廳 (監 督)	51 食 糧 供 出 農 林 省	52 登 録 (1) 指 定 農 業 資 材 販 賣 業 者 の 登 録 (2) 卸 賣 業 者 の 登 録
○	○	○	○	○	○
1 害 虫 の 種 類 の 決 定 2 驅 除 方 法 の 決 定 3 驅 除 命 令 (明 二 九 法 一 九)	1 調 査 2 現 狀 3 文 部 省 大 臣 の 許 可 4 史 蹟 名 勝 地 公 共 的 園 地 名 勝 地 天 然 記 念 物 法 (昭 四 四)	1 統 計 法 (昭 二 三) 2 農 業 所 統 計 調 査 規 則 (昭 二 三) 3 農 林 水 産 業 所 統 計 調 査 規 則 (昭 二 三) 4 人 口 動 態 調 査 令 (昭 二 三)	1 食 糧 管 理 法 (昭 二 三) 2 食 糧 確 保 法 (昭 二 三) 3 食 糧 確 保 法 施 行 規 則 (昭 二 三)	1 農 業 資 材 配 給 規 則 (昭 二 三) 2 農 業 資 材 配 給 規 則 (昭 二 三) 3 農 業 資 材 配 給 規 則 (昭 二 三)	1 指 定 農 業 資 材 販 賣 業 者 の 登 録 規 則 (昭 二 三) 2 卸 賣 業 者 の 登 録 規 則 (昭 二 三) 3 卸 賣 業 者 の 登 録 規 則 (昭 二 三)

53 經 濟 統 制	54 度 量 衡 器 の 檢 定 商 工 省	55 蠶 絲 及 び 繭 の 檢 査 農 林 省	56 種 馬 の 檢 査	57 指 定 農 林 物 資 檢 査 農 林 省	〃 建 設 省
○	○	○	○	○	○
1 政 府 決 定 2 市 町 村 決 定 3 市 町 村 決 定 4 市 町 村 決 定 5 市 町 村 決 定 6 市 町 村 決 定 7 市 町 村 決 定 8 市 町 村 決 定 9 市 町 村 決 定 10 市 町 村 決 定	1 政 府 決 定 2 市 町 村 決 定 3 市 町 村 決 定 4 市 町 村 決 定 5 市 町 村 決 定 6 市 町 村 決 定 7 市 町 村 決 定 8 市 町 村 決 定 9 市 町 村 決 定 10 市 町 村 決 定	1 政 府 決 定 2 市 町 村 決 定 3 市 町 村 決 定 4 市 町 村 決 定 5 市 町 村 決 定 6 市 町 村 決 定 7 市 町 村 決 定 8 市 町 村 決 定 9 市 町 村 決 定 10 市 町 村 決 定	1 政 府 決 定 2 市 町 村 決 定 3 市 町 村 決 定 4 市 町 村 決 定 5 市 町 村 決 定 6 市 町 村 決 定 7 市 町 村 決 定 8 市 町 村 決 定 9 市 町 村 決 定 10 市 町 村 決 定	1 政 府 決 定 2 市 町 村 決 定 3 市 町 村 決 定 4 市 町 村 決 定 5 市 町 村 決 定 6 市 町 村 決 定 7 市 町 村 決 定 8 市 町 村 決 定 9 市 町 村 決 定 10 市 町 村 決 定	1 政 府 決 定 2 市 町 村 決 定 3 市 町 村 決 定 4 市 町 村 決 定 5 市 町 村 決 定 6 市 町 村 決 定 7 市 町 村 決 定 8 市 町 村 決 定 9 市 町 村 決 定 10 市 町 村 決 定

●新購入圖書紹介

書名
親と教師に語る
有利な輸出農産物
ソ連の原爆と世界革命
原子爆弾の話
大和古寺

著者
ホーマ・レイ
農林省特産課
ウイリアム・ヘ
ンリ・チエンバ
ン
嵯峨根 遼吉
井上政治

演説入門
失われたる記録
地力を増進する方法
農機具相談
科學者の見た戦後の歐米
幸福秋水評論と随想
幻人談
野蠻人
桐蔭問話

馬場次郎
丸山静雄
北海教育振興會
園村光雄
木原均
河野廣道
幸田露伴
大鹿卓
森本角藏
廣島悲歌
實驗活用病蟲害寶典
やさしい飼料學
小説天皇第二部
農業機具解説 上巻
北海道農業の研究
開拓地農業
北海道農業大寶典
酪農の計畫と經營

細川民樹
原田雄二
西原幹彦
長田榮
常松榮
荒又操
野田愛三
北海教育研究會
大條方義

59 建築行政建設省	60 土地收用行政	61 労働行政(労働省労働委員会)
○	○	○(地方労働員)
	○	
臨時建築制限規則(昭三三)建設省 1 令 2 府令 3 府令 4 府令 5 府令 6 府令 7 府令 8 府令 9 府令 10 府令 11 府令 12 府令 13 府令 14 府令 15 府令 16 府令 17 府令 18 府令 19 府令 20 府令 21 府令 22 府令 23 府令 24 府令 25 府令 26 府令 27 府令 28 府令 29 府令 30 府令 31 府令 32 府令 33 府令 34 府令 35 府令 36 府令 37 府令 38 府令 39 府令 40 府令 41 府令 42 府令 43 府令 44 府令 45 府令 46 府令 47 府令 48 府令 49 府令 50 府令 51 府令 52 府令 53 府令 54 府令 55 府令 56 府令 57 府令 58 府令 59 府令 60 府令 61 府令 62 府令 63 府令 64 府令 65 府令 66 府令 67 府令 68 府令 69 府令 70 府令 71 府令 72 府令 73 府令 74 府令 75 府令 76 府令 77 府令 78 府令 79 府令 80 府令 81 府令 82 府令 83 府令 84 府令 85 府令 86 府令 87 府令 88 府令 89 府令 90 府令 91 府令 92 府令 93 府令 94 府令 95 府令 96 府令 97 府令 98 府令 99 府令 100 府令	土地收用法(昭三三)建設省 1 府令 2 府令 3 府令 4 府令 5 府令 6 府令 7 府令 8 府令 9 府令 10 府令 11 府令 12 府令 13 府令 14 府令 15 府令 16 府令 17 府令 18 府令 19 府令 20 府令 21 府令 22 府令 23 府令 24 府令 25 府令 26 府令 27 府令 28 府令 29 府令 30 府令 31 府令 32 府令 33 府令 34 府令 35 府令 36 府令 37 府令 38 府令 39 府令 40 府令 41 府令 42 府令 43 府令 44 府令 45 府令 46 府令 47 府令 48 府令 49 府令 50 府令 51 府令 52 府令 53 府令 54 府令 55 府令 56 府令 57 府令 58 府令 59 府令 60 府令 61 府令 62 府令 63 府令 64 府令 65 府令 66 府令 67 府令 68 府令 69 府令 70 府令 71 府令 72 府令 73 府令 74 府令 75 府令 76 府令 77 府令 78 府令 79 府令 80 府令 81 府令 82 府令 83 府令 84 府令 85 府令 86 府令 87 府令 88 府令 89 府令 90 府令 91 府令 92 府令 93 府令 94 府令 95 府令 96 府令 97 府令 98 府令 99 府令 100 府令	労働組合法(昭三三)労働省 1 府令 2 府令 3 府令 4 府令 5 府令 6 府令 7 府令 8 府令 9 府令 10 府令 11 府令 12 府令 13 府令 14 府令 15 府令 16 府令 17 府令 18 府令 19 府令 20 府令 21 府令 22 府令 23 府令 24 府令 25 府令 26 府令 27 府令 28 府令 29 府令 30 府令 31 府令 32 府令 33 府令 34 府令 35 府令 36 府令 37 府令 38 府令 39 府令 40 府令 41 府令 42 府令 43 府令 44 府令 45 府令 46 府令 47 府令 48 府令 49 府令 50 府令 51 府令 52 府令 53 府令 54 府令 55 府令 56 府令 57 府令 58 府令 59 府令 60 府令 61 府令 62 府令 63 府令 64 府令 65 府令 66 府令 67 府令 68 府令 69 府令 70 府令 71 府令 72 府令 73 府令 74 府令 75 府令 76 府令 77 府令 78 府令 79 府令 80 府令 81 府令 82 府令 83 府令 84 府令 85 府令 86 府令 87 府令 88 府令 89 府令 90 府令 91 府令 92 府令 93 府令 94 府令 95 府令 96 府令 97 府令 98 府令 99 府令 100 府令

62 失業保険労働省	63 衆議院議員選挙全国選挙管理委員会	64 農地改革農林省	65 農業協同組合
○	○	○	○
1 失業手当法(昭三三)労働省 2 失業保険法(昭三三)労働省 3 失業保険法(昭三三)労働省 4 失業保険法(昭三三)労働省 5 失業保険法(昭三三)労働省 6 失業保険法(昭三三)労働省 7 失業保険法(昭三三)労働省 8 失業保険法(昭三三)労働省 9 失業保険法(昭三三)労働省 10 失業保険法(昭三三)労働省 11 失業保険法(昭三三)労働省 12 失業保険法(昭三三)労働省 13 失業保険法(昭三三)労働省 14 失業保険法(昭三三)労働省 15 失業保険法(昭三三)労働省 16 失業保険法(昭三三)労働省 17 失業保険法(昭三三)労働省 18 失業保険法(昭三三)労働省 19 失業保険法(昭三三)労働省 20 失業保険法(昭三三)労働省 21 失業保険法(昭三三)労働省 22 失業保険法(昭三三)労働省 23 失業保険法(昭三三)労働省 24 失業保険法(昭三三)労働省 25 失業保険法(昭三三)労働省 26 失業保険法(昭三三)労働省 27 失業保険法(昭三三)労働省 28 失業保険法(昭三三)労働省 29 失業保険法(昭三三)労働省 30 失業保険法(昭三三)労働省 31 失業保険法(昭三三)労働省 32 失業保険法(昭三三)労働省 33 失業保険法(昭三三)労働省 34 失業保険法(昭三三)労働省 35 失業保険法(昭三三)労働省 36 失業保険法(昭三三)労働省 37 失業保険法(昭三三)労働省 38 失業保険法(昭三三)労働省 39 失業保険法(昭三三)労働省 40 失業保険法(昭三三)労働省 41 失業保険法(昭三三)労働省 42 失業保険法(昭三三)労働省 43 失業保険法(昭三三)労働省 44 失業保険法(昭三三)労働省 45 失業保険法(昭三三)労働省 46 失業保険法(昭三三)労働省 47 失業保険法(昭三三)労働省 48 失業保険法(昭三三)労働省 49 失業保険法(昭三三)労働省 50 失業保険法(昭三三)労働省 51 失業保険法(昭三三)労働省 52 失業保険法(昭三三)労働省 53 失業保険法(昭三三)労働省 54 失業保険法(昭三三)労働省 55 失業保険法(昭三三)労働省 56 失業保険法(昭三三)労働省 57 失業保険法(昭三三)労働省 58 失業保険法(昭三三)労働省 59 失業保険法(昭三三)労働省 60 失業保険法(昭三三)労働省 61 失業保険法(昭三三)労働省 62 失業保険法(昭三三)労働省 63 失業保険法(昭三三)労働省 64 失業保険法(昭三三)労働省 65 失業保険法(昭三三)労働省 66 失業保険法(昭三三)労働省 67 失業保険法(昭三三)労働省 68 失業保険法(昭三三)労働省 69 失業保険法(昭三三)労働省 70 失業保険法(昭三三)労働省 71 失業保険法(昭三三)労働省 72 失業保険法(昭三三)労働省 73 失業保険法(昭三三)労働省 74 失業保険法(昭三三)労働省 75 失業保険法(昭三三)労働省 76 失業保険法(昭三三)労働省 77 失業保険法(昭三三)労働省 78 失業保険法(昭三三)労働省 79 失業保険法(昭三三)労働省 80 失業保険法(昭三三)労働省 81 失業保険法(昭三三)労働省 82 失業保険法(昭三三)労働省 83 失業保険法(昭三三)労働省 84 失業保険法(昭三三)労働省 85 失業保険法(昭三三)労働省 86 失業保険法(昭三三)労働省 87 失業保険法(昭三三)労働省 88 失業保険法(昭三三)労働省 89 失業保険法(昭三三)労働省 90 失業保険法(昭三三)労働省 91 失業保険法(昭三三)労働省 92 失業保険法(昭三三)労働省 93 失業保険法(昭三三)労働省 94 失業保険法(昭三三)労働省 95 失業保険法(昭三三)労働省 96 失業保険法(昭三三)労働省 97 失業保険法(昭三三)労働省 98 失業保険法(昭三三)労働省 99 失業保険法(昭三三)労働省 100 失業保険法(昭三三)労働省	衆議院議員選挙全国選挙管理委員会 1 令 2 府令 3 府令 4 府令 5 府令 6 府令 7 府令 8 府令 9 府令 10 府令 11 府令 12 府令 13 府令 14 府令 15 府令 16 府令 17 府令 18 府令 19 府令 20 府令 21 府令 22 府令 23 府令 24 府令 25 府令 26 府令 27 府令 28 府令 29 府令 30 府令 31 府令 32 府令 33 府令 34 府令 35 府令 36 府令 37 府令 38 府令 39 府令 40 府令 41 府令 42 府令 43 府令 44 府令 45 府令 46 府令 47 府令 48 府令 49 府令 50 府令 51 府令 52 府令 53 府令 54 府令 55 府令 56 府令 57 府令 58 府令 59 府令 60 府令 61 府令 62 府令 63 府令 64 府令 65 府令 66 府令 67 府令 68 府令 69 府令 70 府令 71 府令 72 府令 73 府令 74 府令 75 府令 76 府令 77 府令 78 府令 79 府令 80 府令 81 府令 82 府令 83 府令 84 府令 85 府令 86 府令 87 府令 88 府令 89 府令 90 府令 91 府令 92 府令 93 府令 94 府令 95 府令 96 府令 97 府令 98 府令 99 府令 100 府令	農地調整法(昭三三)農林省 1 府令 2 府令 3 府令 4 府令 5 府令 6 府令 7 府令 8 府令 9 府令 10 府令 11 府令 12 府令 13 府令 14 府令 15 府令 16 府令 17 府令 18 府令 19 府令 20 府令 21 府令 22 府令 23 府令 24 府令 25 府令 26 府令 27 府令 28 府令 29 府令 30 府令 31 府令 32 府令 33 府令 34 府令 35 府令 36 府令 37 府令 38 府令 39 府令 40 府令 41 府令 42 府令 43 府令 44 府令 45 府令 46 府令 47 府令 48 府令 49 府令 50 府令 51 府令 52 府令 53 府令 54 府令 55 府令 56 府令 57 府令 58 府令 59 府令 60 府令 61 府令 62 府令 63 府令 64 府令 65 府令 66 府令 67 府令 68 府令 69 府令 70 府令 71 府令 72 府令 73 府令 74 府令 75 府令 76 府令 77 府令 78 府令 79 府令 80 府令 81 府令 82 府令 83 府令 84 府令 85 府令 86 府令 87 府令 88 府令 89 府令 90 府令 91 府令 92 府令 93 府令 94 府令 95 府令 96 府令 97 府令 98 府令 99 府令 100 府令	農業協同組合法(昭三三)農林省 1 府令 2 府令 3 府令 4 府令 5 府令 6 府令 7 府令 8 府令 9 府令 10 府令 11 府令 12 府令 13 府令 14 府令 15 府令 16 府令 17 府令 18 府令 19 府令 20 府令 21 府令 22 府令 23 府令 24 府令 25 府令 26 府令 27 府令 28 府令 29 府令 30 府令 31 府令 32 府令 33 府令 34 府令 35 府令 36 府令 37 府令 38 府令 39 府令 40 府令 41 府令 42 府令 43 府令 44 府令 45 府令 46 府令 47 府令 48 府令 49 府令 50 府令 51 府令 52 府令 53 府令 54 府令 55 府令 56 府令 57 府令 58 府令 59 府令 60 府令 61 府令 62 府令 63 府令 64 府令 65 府令 66 府令 67 府令 68 府令 69 府令 70 府令 71 府令 72 府令 73 府令 74 府令 75 府令 76 府令 77 府令 78 府令 79 府令 80 府令 81 府令 82 府令 83 府令 84 府令 85 府令 86 府令 87 府令 88 府令 89 府令 90 府令 91 府令 92 府令 93 府令 94 府令 95 府令 96 府令 97 府令 98 府令 99 府令 100 府令

消らかな意匠
日本ファシズムの諸問題
海洋の征服者マゼラン
食と農
ソ連生活三十年
新しい税
ヨーロッパ十字軍

谷口吉郎
浅田光輝
中村秀一
シユテフアン・ツワイク
森秀男
F・ボルネ
石田八郎
D・D・アイゼンハワー

コミュニテイへの道
(都市計畫) 國地住宅經營
日本農業年鑑 一九五〇年版
戦後イギリスの協同組合運動
アメリカの農産物輸出問題
最新圖解自動車技術教典
アジア的生産様式論

建設大臣官房
弘報課
農業復興會議
北農復興會議
同農復興會議
市川源策
服部之總、奏玄
龍尾、庄太郎
岡本三郎、伊豆
公夫

われ敗れたり
實踐理性批判
關ヶ原 (一) 石田三成
物質觀と世界觀
政治學
日本を亡ぼしたもの
平凡・茶筌、他

兒玉譽士夫
カシノト
尾崎士郎
湯川秀樹
矢部貞治
山本勝之助
二葉亭四迷

△寸鐵寸言▽

非武裝國日本——憲法で定めた戦争放棄國——單
身寸鐵を帯びず、刃物は刃渡り四寸以内 ただし
寸鐵人を刺すは御自由のこと。

張良三寸の舌六國を説服せしめた、言論の自由こ
そ民主國第一要因だが、言論界は極めて底調、こ
れもアフレゲールか。

「アフレゲールて何んですか」と老人は青年に問う
た、アフレゲール青年答え得ず、自から指さすア
ロフアシャツ。

三十年の昔或る信州の老人と江の島を見物した、
老人海のあなたを指さして「これを行けばアメリ
カに行かれるのだ」私はギョツとした。

この頃は到る所で ギョ、ギョツと怪鳥が啼く、
これも三鷹事件、下山事件が教えて呉れた新語だ

議會政治——ラジオ娛樂版はワイ、ワイ、ワイ、
ガヤガヤガヤ、バチバチバチ、それから宮本武蔵
の武勇傳を一席。

國會も縣會も町村會も窓が無い、暗い議場、民主
自由主義は光だ「光は東方より」アメリカ渡航の
選良に期待する。

失火頻々、放火狂横行、不景氣で願願毀了か、こ
れは狂人に刀物より恐ろしい。

失火原因は煙筒だ、電燈だと云われるが根本は民
主主義をはきちがえた人心の弛緩だ、無責任主義
だ。

農産物價が安くなる、高すぎたのだ、安くてよい、
いやこれ以上安くては農民は困る、農林省曰く農
産物價は維持するが世界市場價へは鞘寄する 高
くなるのか安くなるのか 不答

昭和二十五年二月二十日發行

北海道議會時報 第二卷 第二號

編 集 北海道議會事務局調査課

發 行 北海道議會事務局

電 話 一、八二〇番